

令和5年度東大阪市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策追加給付金(7万円)  
申請書(請求書)(申請を必要とする場合)

市受付印

(宛先) 東大阪市長

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所・連絡先 ※平日9時から17時30分の間に連絡がつく電話番号を記入してください。
	明治・大正 昭和・平成 西暦 年 月 日	電話番号 ( )

## 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月2日以降に東大阪市へ転入された方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。(該当する方が世帯に複数いる場合は、該当する方全員の分)  
※但し、「令和5年度東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金(3万円)」受給時に住民税非課税証明書を提出している方は省略できます。

(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日 時点の住所と 令和5年12月1日 時点の住所	異なる場合には令和5年1月1日時点の 住所を記載
(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
		明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
		明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
		明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
		明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
		明治・大正 昭和・平成 令和・西暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

## 3. 振込口座(原則、1. の申請者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座のわかる通帳もしくはキャッシュカードの写しを添付してください。

※金融機関の合併による変更にご注意し、最新の情報の記入をお願いします。

【振込口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店・支店 本所・支所 出張所 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 ※		

※金融機関の口座がない方等、口座による受け取りが出来ない方は、東大阪市住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センター(電話06-4309-3003)にお問い合わせください。(口座振込以外の受取の場合、相当日数かかることをご了承ください。)

(裏面も必ずご確認ください)

## 【誓約・同意事項】

※①から⑧全ての項目を確認し、チェック(☑)してください。チェック漏れがある場合、給付金を受け取ることができません。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 令和5年度東大阪市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策追加給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。  
※ 給付金の支給対象となるには、以下の要件を全て満たす必要があります。  
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。  
イ 住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯ではない。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、東大阪市(以下「市」という。)が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。また、同様の他の給付金の給付を受ける際の振込口座として利用することに承諾します。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧ 同一世帯について、令和5年度東大阪市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策追加給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、当該給付金を返還します。

### 提出書類

※提出前に必ず確認し、チェック(☑)してください。  
提出書類に漏れがある場合、給付金を受け取ることができません。

- 『令和5年度東大阪市住民税非課税世帯に対する物価高騰対策追加給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請者の本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請者の健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、運転免許証、運転免許経歴証明書、マイナンバーカードの表面、パスポート、生活保護受給者証等のコピー(いずれか1つ)を添付してください。
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(申請者名義のもの)  
※通帳かキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カタカナ名)を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書の写し(コピー)』(令和5年1月2日以降に東大阪市へ転入された方全員分。令和5年1月1日時点で東大阪市にお住まいの方は不要。)

## 4. 申請者の方は申請内容に相違がないことを確認し、下欄に署名してください。

本申請書(請求書)の申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※本給付金の申請期限は令和6年4月30日(火)(当日消印有効)です。  
申請期限終了後の申請は受付できませんので、ご注意ください。